

重要文化財旧札幌控訴院庁舎耐震・保存活用計画検討委員会設置要綱

令和 5 年 9 月 15 日 市民文化局長決裁

(目的)

第 1 条 旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の保存活用方法、耐震補強を含む各種改修及び増築等に係る検討に際して専門的知見を得るため、重要文化財旧札幌控訴院庁舎耐震・保存活用計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会の委員は、次の事項についてそれぞれの専門的な立場から助言し、議題について意見交換を行うものとする。

(1) 旧札幌控訴院庁舎の保存修理・活用整備に関すること。

(2) 旧札幌控訴院庁舎の耐震補強を含む各種修理、バリアフリー対策や増築等に関すること。

(3) その他、旧札幌控訴院庁舎保存修理事業に必要なこと。

(検討委員会の構成等)

第 3 条 委員会の委員は、内部委員（札幌市職員）2 名、外部委員（札幌市職員以外の者で学識経験を有する者）5 名とし、市長が委嘱するものとする。

2 委員会の設置期間は、委員会を設置した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3 オブザーバーとして、文化庁の専門職員を置く。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、市民文化局長が必要に応じて招集する。

(報酬)

第 6 条 市長は、外部委員に対し、予算の範囲内において報酬を支払うものとする。

2 外部委員への報酬の額は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 28 号）別表に規定する専門委員に準じるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民文化局文化部文化振興課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。